

（年少者用補助乗車装置等）

**第二十二條の五** 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を二個以上備えなければならない。

2 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（年少者用補助乗車装置等）

**第32条** 年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及び「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第2改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。以下同じ。）に定める基準とする。

（年少者用補助乗車装置等）

**第 110 条** 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 2 項の告示で定める基準は、協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、保安基準第 22 条の 5 第 1 項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第 14 号の技術的な要件（同規則第 7 改訂版補足第 2 改訂版の規則 5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

- 一 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具
  - 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具
- 2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 3 項の告示で定める基準は、協定規則第 44 号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置
  - 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- 3 次の各号に掲げる年少者用補助乗車装置は、前項の基準に適合しないものとする。
- 一 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
  - 二 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置
  - 三 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じるおそれのある年少者用補助乗車装置
  - 四 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置

（年少者用補助乗車装置等）

**第 188 条** 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- 二 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないものであること。
- 三 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- 四 年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定することができる年少者用補助乗車装置を容易に取り付けることができる構造であること。
- 五 I S O F I X トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。ただし、I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合にあっては、この限りではない。
  - イ 全ての I S O F I X トップテザー取付装置に、次に定める様式の例により当該装置が I S O F I X トップテザー取付装置であることを表示すること。

様式の例



- ロ 全ての I S O F I X トップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置が I S O F I X トップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。
- 六 年少者用補助乗車装置取付具を二個以上（車体の形状が幌型の場合又は次に掲げる要件を満たす自動車に備える場合においては一個以上）備えていること。ただし、保安基準第 22 条の 5 第 1 項ただし書の自動車においてはこの限りではない。
    - イ 乗降口が 2 個以下であること。
    - ロ 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。
    - ハ 原動機の最高出力（kW）を 1000 倍した値を車両重量（kg）に 75 kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。
    - ニ 原動機の最高出力（kW）が 200 kW を超えること。
- 2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第 22 条の 5 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
    - 一 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。
    - 二 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。この場合におい

て、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。

三 当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が第 22 条の 3 第 3 項の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

イ 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。

ロ 衝撃、振動等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。

四 容易に着脱ができるものであること。この場合において、緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。

3 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置

二 法第 75 条の 2 第 2 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置